

核燃料物質使用施設等の申請に係る許認可希望の優先順位について

令和3年11月25日
日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所
保安管理部

令和3年11月19日に実施した原子力規制庁使用班との面談において、原子力科学研究所の申請案件が多いことから、申請件数を減らすためにまとめて申請できるか再検討を行った。その結果、下記の通り整理を行った。

1. 変更許可申請

令和3年12月申請予定案件と令和4年4月申請予定案件の2件としているが、各施設の申請準備状況及び許可希望時期を考慮した結果、まとめて申請することは困難であると判断した。

2. 保安規定変更認可申請

令和4年2月申請予定案件と令和4年5月申請予定案件の2件としているが、各施設の申請準備状況から令和4年2月申請予定案件にまとめることが出来ると判断した。しかし、下記の懸念があるため、本面談にて相談させて頂く。

①ホットラボ及びWASTEFの申請について

上記の2施設の申請内容は、1. 変更許可申請(令和3年12月申請予定案件)の反映となっている。よって、変更許可申請の許可が下りる前に保安規定の申請を行って問題がないか確認したい。

②放射性廃棄物処理場の申請について

当該施設の申請内容は、気体廃棄設備の撤去完了に伴うもので、認可を撤去完了予定の3月末以降に受ける必要がある。よって、未だ撤去中の2月に申請しても問題がないか確認したい。

以上

